

第2回 食品用器具・容器 包装の規制に関する検討会

2016年9月30日

一般社団法人 日本乳容器・機器協会

事務局長 村田竜哉

1. 日本乳容器・機器協会の概要
 - 会員数、取り扱い製品など
2. 紙容器製品について
3. 食品安全に関する取り組み
 - 協会自主基準
 - 協会・会員企業での取り組み
 - 情報伝達について
4. 乳製品容器の紹介
5. PL制度導入についての意見・要望

日本乳容器・機器協会の概要

● 歴史

- 1958年 日本牛乳キャップ協会（任意団体）設立
- 1960年 日本乳機器協会（任意団体）設立
- 1961年 社団法人日本牛乳キャップ協会
- 1964年 社団法人日本乳機器協会
- 1967年 社団法人全国乳栓容器協会<名称変更>
- 2005年 社団法人日本乳容器・機器協会
- 2012年 一般社団法人日本乳容器・機器協会

日本乳容器・機器協会の概要

● 会員数

● 正会員 37社

- 乳容器製造販売、輸入
- 乳機器製造販売

● 賛助会員 27社3団体

- 周辺機器製造、板紙製造・輸入、合成樹脂製造など

日本乳容器・機器協会の概要

- 取扱い製品
 - 容器包装
 - 紙コップ、紙容器、ガラスびんの紙ふた、樹脂容器・ふた、BIB(Bag-in-box)、金属缶など

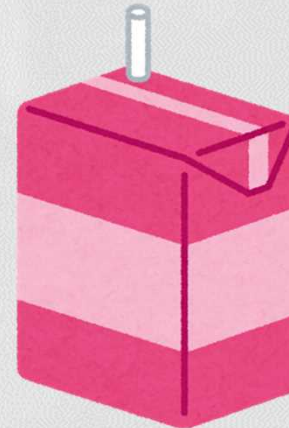


日本乳容器・機器協会の概要

- 取扱い製品

- 器具

- 乳製品製造装置に使用されるゴム・プラスチック
 - 乳製品容器で使用される付属品
 - スプーン、ストローなど



日本乳容器・機器協会の概要

- 協会正会員企業の特徴
 - 乳容器以外の食品容器も製造販売
 - 大手企業がほとんど
 - 小企業はガラスびんの紙ふた関連
 - 市場規模が小さいため
 - 紙パックでは業務形態として、包装材料加工、輸入、充填システム供給がある
 - 充填システム供給：顧客工場に自社／協力会社製充填機器を設置して包装材料を納入

日本乳容器・機器協会の概要

- 飲料用紙パックが多い

- 牛乳等生産量2015年 農林水産省牛乳乳製品統計調査

飲用牛乳等	346	} 体積で80%
乳飲料	131	
発酵乳	105	
乳酸菌飲料	15	

単位: 万キロリットル

紙容器製品について

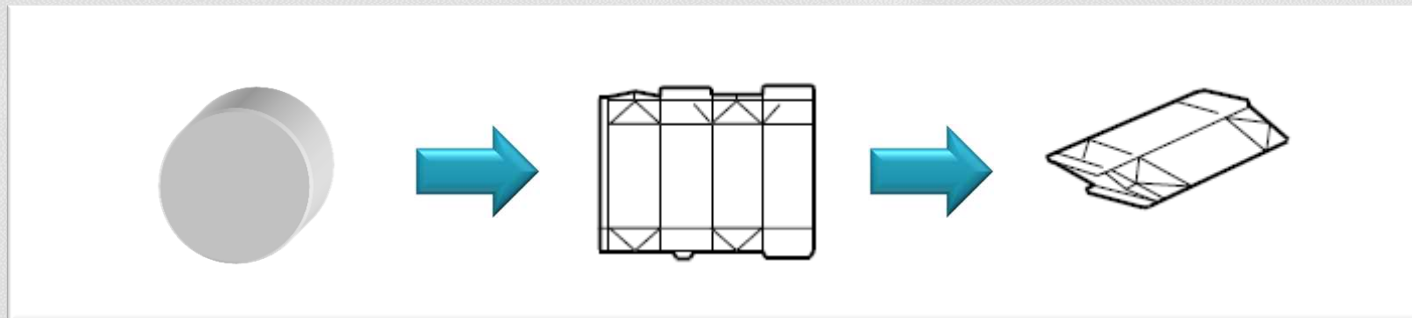
● 飲料用紙パックに関する統計(2014年)

出典：日刊酪農乳業速報 資料特集87

紙パック販売量	194.2	単位：千トン
(飲料種類別)		
飲用牛乳	126.4	
発酵乳等	9.9	
果汁飲料	23.1	
清涼飲料	25.6	
アルコール飲料	9.3	
<hr/>		
原紙使用量	233.7	

紙容器製品について

- ゲーブルトップ容器では輸入紙を使用
 - 北米・北欧の製紙メーカー製
 - ほとんどが合成樹脂加工紙
 - 板紙の両面にポリエチレンコーティング
 - 国内で印刷およびカートン加工



紙容器製品について

- 輸入樹脂加工紙の品質確認および情報伝達
 1. FDAやEU適合であることの確認（書面）
 - さらに牛乳容器では、接触面が無添加ポリエチレンである（意図的に添加物を入れていない）ことを確認
 2. 包装材料の試験
 - 乳等省令や告示370号
 3. 顧客へ試験成績表の提示

食品安全に対する取り組み

● 「乳等の容器に関する自主基準」

- 食品衛生法に定める器具又は容器包装を製造し、販売する法人の協会として、食品衛生上の危害の発生を防止し、乳等の容器包装の安全性を確保するために、総合衛生管理製造過程の思想に則り、当協会員が自主的に守るべき基準
- 昭和26年12月27日厚生省令第52号（乳等省令）に定める牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリーム並びに発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の販売用の容器本体、容器ふた及び付帯品に適用する

食品安全に対する取り組み

● 自主基準の内容

- 原材料及び製品の品質規格
 - 容器本体・容器ふた・付帯品の原材料・製品の品質規格
- 原材料・仕掛品・製品の取扱い基準
- 製造工場の建物、製造設備の衛生要件
- 製造工程の衛生要件
- 製造従事者の教育訓練及び衛生管理
- 記録
- 危害想定した衛生管理と製品事故への対応

食品安全に対する取り組み

- 協会・会員企業での取り組み
 - 国内外の食品安全に関する情報収集
 - 自主基準の設定や改訂、Q&A作成
 - 関連業界団体等とのネットワーク構築

食品安全に対する取り組み

- 顧客への情報伝達
 - 各種証明書の提示
 - ポリ衛協確認証明書
 - 溶出試験結果等
 - 試験は公的な分析機関で実施
- 小企業における食品安全への取り組み
 - ガラスびんの紙ふた関連企業
 - 自主基準遵守
 - 紙ふたに関する製品開発は近年行われていない

乳製品容器の紹介

- **乳等省令 別表四** 乳等の器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準

- (二) 乳等の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準

- (1) 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準

- 1 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリームの販売用の容器包装
 - 2 発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の販売用の容器包装

- (2) 調製粉乳の容器包装又はその原材料の規格及び製造方法の基準

告示370号における規制

清涼飲料水(用途別規格)

コーヒー飲料等

プリン
植物性クリーム
動物性クリーム+添加剤
マーガリン等

乳等省令(乳及び乳製品)

牛乳
特別牛乳
殺菌山羊乳
成分調整牛乳
低脂肪牛乳
無脂肪牛乳
加工乳
動物性クリーム

調製粉乳

金属缶
合成樹脂ラミネート
<接触面3種類>

ガラスびん
合成樹脂
合成樹脂加工紙
<樹脂5種類、接触面3種類>
金属缶(クリームのみ)

発酵乳
乳酸菌飲料
乳飲料

ガラスびん
合成樹脂
合成樹脂加工紙
合成樹脂加工アルミニウム箔
<接触面5種類>
金属缶

バター、チーズ
アイスクリーム
脱脂粉乳
練乳等

乳製品容器の紹介

- ガラスびん



乳製品容器の紹介

- 紙容器（合成樹脂加工紙）

要冷蔵容器



常温保存容器



乳製品容器の紹介

● 紙コップ



ふた材：
密栓の用に供する合成樹脂加工アルミニウム箔



乳製品容器の紹介

- 組合わせ容器
- (合成樹脂 + 合成樹脂加工紙)
牛乳、発酵乳、乳飲料容器



乳製品容器の紹介

- 乳酸菌飲料



- Bag-in-Box (業務用)



乳製品容器の紹介

- 調製粉乳容器
(合成樹脂ラミネート容器包装)



PL制度導入についての意見・要望

- 会員企業からの意見・要望であり、協会の統一見解ではない -
- 乳等に使用する器具又は容器包装の規格基準を見直して欲しい
 - 乳等省令別表四の告示370号への統合
- 樹脂・添加物の定義、対象容器の範囲などを明確にして欲しい
- 容器包装で使用される材料についてPL化して欲しい
 - 三衛協樹脂以外の接着剤などについてもPL化

PL制度導入についての意見・要望

- 会員企業からの意見・要望であり、協会の統一見解ではない -

- PL化の期日を明確にしてほしい
- 既存Databaseを利用または新規作成したらどうか
 - 化学物質について川上から川下にかけてのサプライチェーン全体で利用可能な情報伝達の仕組み